



ザーンセ・スカンスの風車群(オランダ) 撮影：杉田峻介

今年5月、滋賀県高島市の針江という地区を訪ねました。

針江地区は2004年1月にNHKハイビジョンスペシャルで放映された映像詩『里山・命めぐる水辺』という映像作品の舞台になった小さな静かな集落です。

この地域では、比良山系に降った雨や雪が伏流水となったものを各家庭で利用しています。地下に打ち込んだパイプを通じて湧き出てくる水(針江の人たちは生水(しょうず)と呼んでいます)を飲料や炊事のための日常水として利用しています。これにとどまらず、収穫した野菜を洗ったり、炊事や食事のあとに汚れた食器や道具を洗うのにもこの水を使っています。このために各住戸に「川端(かばた)」と呼ばれる水場が設置されており、ここに湧き水を溜めて利用し、かつ必ず鯉を飼っているのです。鯉たちは、食器や調理器具に付着した食べカスなども餌にしており、大切に飼育されています。鯉の活動で浄化された水は、地区に張り巡らされている水路を通じて琵琶湖に流れ込んでいきます。

水は、生物が地球上で生きていくうえで欠かせないものであり、地球環境における循環の象徴です。湧き水を利用し、水道や下水道を經由せずに生活用水を循環させている針江の暮らしは、人間社会における水の利用の仕方について大きな示唆を与えています。

大阪に住む私たちの暮らしは、水源としての琵琶湖なしには成り立ちません。琵琶湖は、針江の人たちを含む滋賀の人たちにより大切に守られています。しかし、琵琶湖自身、気候変動の影響により、近年、全層循環が生じない年が出現するなど、深刻な危機にさらされています。身近な水源のことひとつを考えてみても、気候変動を食い止めることこそが人類の急務です。



弁護士法人 あすなろ

あすなろ法律事務所 弁護士 津田浩克 弁護士 池田直樹 弁護士 岩本 朗 弁護士 原 正和

弁護士 石飛優子 弁護士 齊藤優摩 弁護士 黒田祐史 弁護士 室谷悠子 弁護士 杉田峻介

弁護士 平林佳江子 弁護士 池田健人 弁護士 中江友紀

弁護士法人 あすなろ 奄美支所

奄美あすなろ法律事務所 弁護士 和田知彦 弁護士 佐用理紗／事務局一同

広告内容の規制(景品表示法)について

弁護士 黒田 祐史

1. はじめに

「景品表示法(正式名称:不当景品類及び不当表示防止法)」は、商品・サービスの品質、内容、価値等を偽って表示をおこなうことを規制するとともに、過大な景品類の提供を防ぐために景品類の最高額等を制限しています。

同法は、消費者がより良い商品・サービスを自主的かつ合理的に選べる環境を作ることを目的としています。

違反した場合には、不当表示により一般消費者に与えた誤認の内容の排除、再発防止策の実施、今後同様の違反行為を行わないこと等を命じる措置命令や、課徴金納付命令が出されることがあります。

令和4年に国より出された措置命令は41件、課徴金納付命令は17件となっています(消費者庁HPより)。

以下では、具体的にどのような表示が禁止されているのかをご説明し、2023年10月より規制が厳格になる、ステルスマーケティング(ステマ)に関する規制内容をご説明したいと思います(今回は景品に関する規制には触れません)。

2. 不当表示の禁止

(1) 優良誤認表示

景品表示法では、商品やサービスの品質、規格などの内容について、実際のものや事実と相違して競争事業者のものより著しく優良であると一般消費者に誤認される表示を優良誤認表示として禁止しています。

この場合の「著しく」とは、誇張・誇大の程度が社会一般に許容されている程度を著しく超えていることを指します。

具体例は以下の通りです。

- ・実際には、他校と異なる方法で数値化し、適正な比較をしていないにもかかわらず、あたかも「大学合格実績No.1」であるかのように表示
 - ・実際には、コピー用紙の原材料に用いられた古紙パルプの割合が50%程度であるにもかかわらず、あたかも「古紙100%」であるかのように表示
- 管轄する消費者庁は、例えば、効果・性能について

の優良誤認表示に当たるかどうかを判断するため必要があると認めるときは、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができます。その結果、当該資料が提出されないときは不当表示とみなされます。

ダイエット食品の痩身効果や、生活空間におけるウィルス除去等の効果についての広告が、調査の結果、優良誤認表示とみなされた例があります。

(2) 有利誤認表示

景品表示法では、商品やサービスの価格などの取引条件について、実際のものや事実と相違して競争事業者のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示を有利誤認表示として禁止しています。

具体例は以下の通りです。

- ・実際には、自社に不利となる他社の割引サービスを除外した料金であるにもかかわらず、あたかも「自社が最も安い」かのように表示
- ・実際には、別途、矯正装置が必要であるにもかかわらず、あたかも、初診料や検査診断料などと記載された「〇〇円」だけを支払えば歯列矯正のサービスを利用できるかのように表示

(3) その他誤認されるおそれのある表示

景品表示法上、事業者は優良誤認表示及び有利誤認表示以外にも、商品またはサービスの取引に関する事項について一般消費者に誤認される恐れがある表示を行ってはならないとされており、同法の運用機関である消費者庁の主任の大臣たる内閣総理大臣に、不当表示を指定する権限を付与しています。

3. 2023年10月から施行されるステマ規制とは

ステルスマーケティング(ステマ)とは、消費者に広告・宣伝と気づかれなように行われる広告・宣伝行為のことです。

例えば、実際には著名人がその商品の販売事業者から宣伝の依頼を受けて仕事としてSNSに投稿を行っているのに、あたかもプライベートでその商品を気に入っていて、自主的に投稿を行ったようにみせかけることもステマにあたり、消費者がより良い商品を自主的かつ合理的に選ぶことを阻害するとして問題視されてきました。

これまで日本ではステマは規制されていませんでしたが、消費者庁より「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難な表示」の指定及び「一般消

費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」の運用基準(2(3)で述べた不当表示を指定する権限に基づくものです)が公表され、これらは2023年10月1日より施行されることになりました。

今回の規制が想定しているのは、次のような商品・サービスに関する投稿・紹介で、その内容の決定に事業者が関わっているケースです。

- ・インフルエンサーやユーザーに依頼した、SNS、口コミサイトでの投稿
 - ・商品、サービスの購入者やブローカーに依頼した、商品購入サイトでのレビュー投稿
- また、事業者の従業員や関係者などのプライベートのSNSアカウント、あるいはそれを装ったアカウン



新型コロナウイルスの影響で過去3年間中止になったり、花火大会のみになっていた「奄美まつり」が今年は8月4日、5日、6日に開催されることになりました。(7月執筆)

舟こぎ競争、パレード、八月踊りの開催は4年ぶりだそうです。地元の方々、奄美出身の方々、観光客の皆さんに大変喜ばれていることと思います。

私自身は、奄美まつりの日程が決まる前に関西に戻る予定を組んでいたため、残念ながら今年の奄美まつりには参加することができませんでしたが、先日開催された舟こぎ競争の決起集会(飲み会)には参加してきました。各関係機関の職員等が参加しており、久々の舟こぎ競争の再開に熱くしていました。奄美〇回目です、〇回目の舟こぎ競争で

トなどで商品について投稿を行う場合なども今回の規制の対象となっているため注意が必要です。

今回の規制で重要な点は、「事業者の表示はそう分かるように表示すること」です。

SNS等での投稿を第三者に依頼する場合は、次のような表示を必ず行いましょう。

- ・「広告」「宣伝」「プロモーション」「PR」といった文言による表示
- ・「A社から商品の提供を受けて投稿している」といった文章による表示


また、当該表示は消費者にとって分かりにくいものであれば、せっかく表示をしても今回の規制の対象となってしまうので、注意が必要です。

す、漕ぎ手として頑張ります、という自己紹介が多く、奄美が好きで何度も奄美に赴任されている方が多いのが印象的でした。

舟こぎ競争というのは、約7メートルの舟に漕ぎ手6人、舵取り1人、笛吹き1人の合計8名が乗り、往復300メートルのコースの速さを競うもので、奄美の伝統行事の一つだそうです。

私も、家庭裁判所調査官時代(平成28年頃)に一度、女子チームの一員(漕ぎ手)として舟こぎ競争に参加したことがあります。ちょうどそのときには、芸能人のイモトアヤコさんがテレビの撮影で来ていて話題になったのを覚えています。残念ながら、私が参加していた女子チームは、予選突破することはできませんでしたが、みんなで同じ目標に向かって、一緒に練習をする、頑張るということは社会人になってからはあまり経験がなかったので、とても新鮮で楽しかったです。


今年も練習には参加して、来年の舟こぎ競争に向けて頑張りたいと思います。



NEDI 設立のお知らせ

この度、当弁護士法人の支所がある奄美大島で、地元の人々と共に、奄美の自然を次の世代に残していくための活動をする団体として、一般社団法人NEDI(ネディ)を設立しました。当法人の和田弁護士が理事として参画しております。詳しくはホームページ(<http://amami-nedi.com/>)をご覧ください。当法人は、司法サービスの提供のみならず、自然保護をはじめとする公益活動に取り組んで参ります。

NEDIのホームページはQRからもアクセスできます。





弁護士
津田 浩克

コロナ明けの夏

身体が熱を帯びているように感じたので測ってみたら、36.6度。平熱36.4度とはわずかな違いだが、気になったので、簡易検査キットで検査してみたら、ビンゴ(陽性)だった。それから、自宅に籠った。役所に問い合わせしてみた。「我慢できないほど苦しくなったら、救急車を自分で呼んでね。」というのが行政のスタンスらしい。なるほどこれが五類対応か、と感心した。幸い、症状は軽かったが、誰かに迷惑をかけるわけにはいかないので、外出は控えた。屋内生活6日間は、たぶん初め



弁護士
岩本 朗

幹事長?

今年度は大阪弁護士会の中にある会派(任意団体)の幹事長を務めています。私が所属する会派は春秋会という名称で、所属人数は700名弱、弊所の弁護士の大半はこの春秋会に所属しています。「幹事長」というと政党の幹事長のイメージがあり、何だかとても偉そうですが、実際は会派のお世話係です。研修や親睦など、

会派の行事にはほぼ全て出なければならず、お酒を飲む機会も増えていますが、リアルで集まることのできるありがたみを噛み締めています。この経験が日常の弁護士業務の役に立つとはとても思えません。町内会の役を引き受けたつもりで1年間がんばりたいと思っています。



弁護士
黒田 祐史

誕生日ケーキ

家の近くのケーキ屋さんで、誕生日ケーキのプレートに希望するキャラクターを書いてくれるお店があります。

我が家も娘の誕生日には毎年お祝いをしているのですが、そのクオリティは素晴らしいものがあります。

さて、今年4歳になる娘が書いてほしいとお願いしたのは、恐竜のトリケラトプスとアンキロサウルス!ディズニーのプリンセスも書いてくれるので、そちらを勧めてみたのですが固辞されました。

ちなみに、昨年はドナルドダックとリトルグリーンメン(トイストーリーに出てくる緑色のエイリアン)でした。

娘の好きなものがどう推移していくか、これからも楽しみです。



弁護士
平林 佳江子

I don't think so because...

英語のスピーキング力とは何か?それは、英語での話や議論の最中に、間髪入れずに「I don't think so because...」と口を挟めることだという結論に行きつきました。話を合わせて同意をするのは比較的簡単です。しかし、不同意を表す「I don't think so」と言ったとたん、「じゃあKaekolaはどういう考えなの?」という視線がこちらにそそがれます。Because以下で相手の意見をリスペクトしつつ反論して自分の意見を通すのはけっこう大変なことです。でも第一声を発するときは深く考えず、話の内容に何かちゃうやろと思ったら「I don't think so because」まで一気に言ってしまうのが大切だとこの留学生活で学びました。その後、内心汗を大量にかきながら、理由を考えながらしゃべる毎日です。

暑中お見舞い 申し上げます。

ての経験で、これが一番こたえ籠っている間は、音楽、映画、メール対応や起案をしつつ、夏を立てた。八月に燕岳を起点に鳥海山。登山ルートを確認する。この場をお借りして、ご面談予定のキャンセルに快く応じてくださった皆様にお礼申し上げます。ありがとうございました。



弁護士
池田 直樹

頭かばって尻もかばおうーヘルメットの勧め

父の日に自ら自転車用ヘルメットを買った。酔って転んで道端で寝ていた事故反省による。親切なお兄さんが送ってくれた。階段を歩くせいか、ズボンのお尻が破れやすい。駅でおばちゃんが「兄ちゃん、お尻!」と囁いてくれた。言い訳に「お股から擦れ割れ見ればかすかでもまさか駅にいていでしパンツかも」と本歌取りし

た(天の原ふりさけみれば春日なる三笠の山にいでし月かも)。別のときは優しい学生が「先生、申しあげにくいのですが・・・」と助言。以後「師の後ろ姿を見て育て!」と言えなくなった。先日、阪急電車内で女子高生の視線が痛いので尻に触ってみた。大丈夫やん!見あげると車窓には尻に手をやりヘルメットを被ったおっさんが映っていた。



弁護士
原 正和

ラグビーワールドカップ

「4年に一度じゃない。一生に一度だ。」のキャッチコピーで日本でラグビーワールドカップが開催されてから4年が経ちました。今年の9月から10月にかけてフランスでワールドカップが開催されます。ラグビー大好き人間として、前回2019年大会以上に日本代表が躍進し、日本で再びラグビー人気が高まることを期待しております。個人的には、

大学ラグビー部時代の私のポジションでもあるスタンドオフ(10番)を誰が担うかに注目しております。私は、前回は、合計3回、試合を見に行くことが出来ましたが、今回は、7月中旬の時点でまだチケットを入手することが出来ておらず、厳しい状況です。ただ、まだ諦めておりませんので、ぎりぎりまで引き続き、何とかしてチケットを入手することができないか模索したいと考えております。6月末頃から7月上旬にかけて、フランス各地で暴動が起きましたが、フランスの社会情勢が4年に一度のラグビーワールドカップに水をささないことを願っております。



弁護士
室谷 悠子

金柑くんとアオムシくん

アゲハチョウが来てくれるといいなと、小さな金柑の鉢植えを買ったのが昨年春、昨年は、3匹、今年は4匹の蝶が育ちました。

卵から、蝶になるまでは、様々な試練があります。鳥の糞のような幼虫が緑のアオムシになり丸々太った頃に鳥に狙われたり、身体の固定に失敗し上手く蛹になれなかったり、せっかく羽化しても羽が乾く前に傷つけてしまい、上手く飛べなかったり、すべての子が元気に羽ばたいていくわけではありません。とはいえ、観察をしていると手を差し伸べる勘所もわかってきて、今年の羽化率は昨年より格段上がりしました。

かわいそうなのは、2年間、アオムシくんは葉を提供し続けてくれた金柑くん。ついに、葉っぱ数枚に!今年はもうお休みしてもらおうと、網をかけて、蝶がくるのを防いでいます。



弁護士
池田 健人

リーガルテックの導入へ

昨今、様々な分野において「DX(Digital Transformation)化」が叫ばれています。経産省は、DXを「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」と定義しています。

弁護士業界においても、例に違わず「DX化」の波が押し寄せており、文献調査や契約書審査などに関する様々な「リーガルテック」サービスがリリースされています。

当事務所としても、「リーガルテック」サービスを導入し、クライアント様に対して、よりハイクオリティなリーガルサービスを提供していく所存です。



弁護士
石飛 優子

サッカー日本代表戦

6月20日に行われたキリンチャレンジカップサッカー日本代表対ペルー代表の試合を観に行ってきました。

報道でも話題になっていましたが、ペルー代表の応援団の多さに、驚きました。

あとで聞いたところによると、愛知県など中部地方にお住まいの方が遠征されてきたようで、数千人はいらっしゃったと思います。こんなに多くのペルー人が日本に住んでいるとは知りませんでした。みなさん、試合開始1時間以上から踊ったり歌ったり、とても楽しそうで、こちらまで嬉しい気持ちになりました。

試合は4-1で日本代表の勝利でしたが、ペルー代表の応援団が最後まで楽しそうにしていたのが印象的でした。



弁護士
杉田 峻介

久々の海外行き

6ページに掲載の報告に書いているとおり、3月に、気候変動訴訟の調査のためヨーロッパに行ってきました。

現地ではロンドンで3泊、アムステルダムで4泊し、複数の国・都市を移動しながら毎日数か所を訪問してヒアリングなどを行う大変ハードなスケジュールでしたが、非常に多くのことを学びました。ゆっくり観光できる時間はほとんどありませんでしたが、オランダでは、街中に扇状に多数の運河が広がり、運河沿いに建物が立ち並ぶアムステルダムの風景はとても美しく、また、近郊の都市では風車群も見ることができました。

4年ぶりの海外行きでしたが、初めて訪問する国々で目にするものは、やはり何もかもが新鮮で刺激を受けました。今回は調査のための訪欧でしたが、次回は、ゆっくり時間を取って訪れたいと思っています。



弁護士
中江 友紀

リーガリユ

昨年11月から、大阪弁護士会の広報室として活動しています。広報室では、弁護士に相談・依頼をしやすいよう、弁護士と弁護士会を知ってもらい、イメージアップを図るための様々な広報活動を行っています。

その中でも、昨年からは弁護士会肝いりのプロジェクトとして、今年の春ついに誕生したのが、マスコットキャラクター「リーガリユ」です。

リーガリユは、弁護士会の図書室に舞い降りた法律好きのピンク色の恐竜で、背中にカラフルな本を背負っています。そのキュートな姿は、大阪弁護士会ホームページにある「リーガリユの部屋」や大阪弁護士会のYouTubeで発信していますので、是非ご覧ください。

動画を製作したり着ぐるみに入ったり、普段の弁護士業務とは一味違う活動にも取り組んでいますので、またご報告してきたいと思っています。



弁護士
齊藤 優摩

新紙幣発行とデジタル円

新紙幣の発行について、2024年7月前半を目指すというニュースになっていました。このニュースでふと思い出したのが「デジタル円」の議論です。少し調べてみると、今年の4月頃、「デジタル円」に関する有識者会議が開かれたとのことでした。

「デジタル円」については、まだ具体的な発行計画まではありません。マイナンバーカードのゴタゴタを見ると、IT分野の新制度はそう簡単ではないように思いますが、キャッシュレス決済が主流になりつつある現代社会で、「デジタル円」の流通も近い将来あり得るのかもしれない。ただ、今回の新紙幣の発行の目的には、偽造防止という点以外に、タンス預金のあぶり出しという点にあるとされています。「デジタル円」が導入されれば、より一層、タンス預金(この場合はもうタンスではなく、ウォレット?)などは難しくなっていくのでしょうか。



弁護士
和田 知彦

奄美の自然を子どもたちの世代へ

奄美大島は、深い森と美しい海がある日本でも有数の自然が残された地域です。

この度、奄美大島で、一般社団法人NEDI(ねでい)を立ち上げ、地元の方々と共に奄美の自然を次の世代に残していくための取り組みを始めることになりました。「ねでい」とは奄美大島南部の漁師の言葉で島の沖のサンゴ礁との間にある陸と海を繋ぐ領域のことです。沖縄では「イノー」と呼ばれていたりします。海と陸の自然の繋がりと一体性を意識して、大切な環境を受け継ぐ活動をしていく想いが込められています。

奄美で暮らす人々と共に、奄美の自然を未来に残し、その文化と伝統を次の世代に伝えていけるような活動をしていきたいと思っています。これからも地域に貢献できる法律事務所として、その土地の文化や自然を大切にしながら様々な活動に取り組んでいきたいと考えています。



弁護士
佐用 理紗

車の運転を始めました

車の運転免許を取得してから10年以上ペーパードライバーでしたが、奄美と関西でペーパードライバー講習に3回通い、ようやく車の運転をするようになりました。何度か友人に助手席に乗ってもらって指導してもらい、一人でも運転するようになりました。

奄美の道は走りやすいとよく言われるのですが、運転をするようになると路駐や急な飛び出しが多いことに気が付くようになりました。これまで自転車と徒歩で生活してきた私にとっては、見える世界が180度変わった気がします。

今は恐る恐るの運転で、近場に行くのが精いっぱいなのですが、少し慣れてきたら、安全運転で奄美のビーチを巡るなど美しい景色を楽しみたいと思います。



法テラス大阪の 副所長に就任しました

弁護士 岩本 朗

本年4月1日から、日本司法支援センター(法テラス)大阪地方事務所の副所長に就任しました。大阪地方事務所には、所長のほか、8名の副所長が選任されており、そのうち私を含む6名が弁護士である副所長になっています。所長・副所長はいずれも非常勤です。地方事務所働く職員は常勤・非常勤を含めて約70名であり、事務所は大阪弁護士会館の地下1階にあります。

法テラスは、総合法律支援法という法律に基づいて設立された法務省管轄の独立行政法人であり、市民が専門

家の法的サービスを受けることを支援する役割を担っています。具体的には、資力が十分でない当事者に弁護士費用等の立替払を行う民事法律扶助業務、刑事事件等の国選弁護人の指名及び報酬の支払等の業務及び日弁連の委託による法律援助業務等を行っています。

私は、副所長として、民事法律扶助の審査業務(援助決定や不服審査)を担当するほか、地方事務所内の各種決裁業務等を分担しています。独立行政法人であるため、組織内の規律や文化は官公庁に近いところがあり、正直戸惑うことも少なくありません。私は、弁護士として活動する中で、市民の司法アクセス改善は日本の社会の大きな課題だと考えてきました。法テラスは司法アクセス改善のために重要な役割を担っています。市民にとって利用しやすい司法の実現のため、微力ではありますが、努力していきたいと考えております。

ヨーロッパに気候変動訴訟の調査に行きました

弁護士 杉田 峻介



現地でのヒアリング

3月8日から16日にかけて、日弁連公害・環境委員会の気候変動対策プロジェクトチームの一員として、ヨーロッパに気候変動訴訟の調査に行ってきました。

気候変動の深刻化への危機感から、国や企業を相手取り、気候変動対策やCO₂排出削減を求める訴訟(気候変動訴訟)が世界各国で多数提起されています。特に欧州では、国や企業の責任・義務を認める画期的な判決が相次ぎ、国の政策などにも大きな影響を与えています。他方、日本では、私も取り組んでいる石炭火力発電所からのCO₂排出削減を求める訴訟など、わずかな数しか気候変動訴訟は存在せず、また、裁判所も踏み込んだ判決を出していません。今回の調査は、実際に欧州で気候変動訴訟に取り組む関係者などから、訴訟の実情について直接聞き取りを行うなどし、日本の司法の状況を変えることに生かしていくことが目的です。私も含め、7名のメンバーが参加しました。

現地では、イギリス、オランダ及びベルギーにおいて、

気候変動訴訟の原告となっている複数のNGOの関係者や代理人弁護士、大学の研究者など多数の方々とお会いしました。それぞれの方が非常に熱心に説明をして下さりましたが、日本国内と比較して、訴訟の運営体制、原告の人数(8万人を超える事件もありました)、科学者などとの協力体制と最新の専門的知見の活用、事件への裁判所の向き合い方などには隔世の感がありました。一方、どの国でも最初は「政府が政治ですべきことで、司法で問う問題ではない」というような世間の受け止めがあったところ、そこから、様々な活動や発信を通じて世論を喚起し、気候変動対策の必要性や訴訟についての社会認識も変化して広く支持が集まり、勝訴判決にも結び付いたという過程を聞いて、とても勇気付けられました。

多忙な業務の合間を縫っての訪欧でしたが、気候変動訴訟の先進国における調査で得たものは大きく、今後の司法を通じた気候変動対策の実現への取り組みに最大限生かしていきたいと考えています。

JELFみどりの遺言

日本環境法律家連盟

詳しくは検索:「みどりの遺言」にて

今年も気候災害が続いています。ウクライナ戦争もあり、世界が目指すべき1.5℃目標の達成は危うくなっています(すでに平均気温は1.1℃上昇)。コロナ、戦

争の次は、大災害、食料危機かもしれません。今こそ、市民の力で環境を守りませんか。生きたあかしが未来世代、地球のために使われます。是非、環境団体への遺贈や相続寄付をご検討ください。みどりの遺言で検索(jelf-justice.net)していただくと、ドリアン助川さんの講演やセミナーを視聴できます。

夏季休暇のお知らせ

誠に勝手ながら、弊所では、右記の期間を夏季休暇とさせていただきます。ご不便をおかけいたしますが、何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。

大阪事務所

8月14日(月)～8月15日(火)

奄美支所

8月28日(月)～8月30日(水)

